

利益相反管理方針の概要

当社は、金融商品取引法に基づき、お客さまとの間で利益相反を生じる可能性のある取引を把握し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正な管理を行うために、その基本となる事項を定めた「利益相反管理方針」を策定しています。金融商品取引法第 36 条第 2 項及び関係する内閣府令に従い、その概要を以下のとおり公表します。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定

(1) 利益相反のおそれのある取引の類型

管理の対象となる利益相反のおそれのある取引の類型としては、以下のものが考えられます。これらは、管理を行ううえでの判断の目安であり、該当した場合直ちに「お客さまの利益を不当に害する利益相反取引」となるものではありません。

- お客さまが自己の利益が優先されると合理的な期待を抱く状況において、お客さまの利益と当社の利益が対立する場合
- お客さまが自己の利益が優先されると合理的な期待を抱く状況において、複数のお客さま間の利益が対立する場合
- 当社がお客さまとの取引で得た情報を利用することにより、市場等で不当な利益をあげるおそれが高い場合

(2) 具体例

当該類型に即して特定・管理される当社における具体的な取引事例としては、以下のようなものが考えられます。

- ① 運用等を受託しているお客さまの資産に係る売買注文を、当社の証券部門を用いて発注し、お客さま以外の者から手数料等を収受する場合。
- ② グループ会社または当社と何らかの取引関係にある会社が発行・組成する有価証券について、運用等を受託しているお客さまの資産で取引を行う場合、またはお客さまに推奨・販売する場合。
- ③ 複数のお客さまから運用等を受託している場合、または私募の取扱いを行う場合に、当該お客さま間での資産配分に係る権限を有する場合。
- ④ 運用等を受託しているお客さまの資産相互間において取引を行う場合。
- ⑤ 運用等を受託している有価証券について、グループ会社を資産管理会社等に選定する場合。

2. 対象取引の管理方法

管理対象と判断される取引については、原則として、取引の内容に応じて次に掲げる方法を選択し、または組み合わせることにより、適正な管理を行います。

- (1) 対象取引に伴い生じるおそれのある利益相反の内容を当該お客さまに適切に開示する方法
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引条件や方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 業務組織の分離等により情報を制限・遮断する方法
- (5) その他取引の内容に応じた適正な方法

3. 対象取引の管理体制

当社は、他の部門からの独立性を有するチーフ・コンプライアンス・オフィサーを利益相反管理統括責任者とし、その下で対象取引の特定および管理に関する全社的な管理体制を一元的に統括します。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社では、当社および以下に該当するグループ会社を利益相反管理の対象とします。

- (1) 当社の親金融機関等(三菱UFJ信託銀行株式会社など)
- (2) 当社の子金融機関等(MCC Asset Management (Cayman) Ltd.)
- (3) その他利益相反管理統括者が管理対象に含める必要があると判断した会社

以上